

憲法週間 5月1日～7日

憲法記念日 5月3日

五月三日は、憲法記念日です。日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する意義深い日です。

全国の裁判所では、毎年、憲法週間を中心とする五月一日から七日までの一週間を憲法週間とし、各種の行事を行っています。

判所の見学、公判審理の傍聴をお勧めしています。

ご希望の方は、宇都宮地方裁判所事務局総務課（☎〇二八六一二一一二一一）内線二〇四へお申し込みください。

宇都宮地方裁判所と宇都宮家庭裁判所でも、裁判所の憲法上の地位、国民生活の中で裁判所が果たしている役割などについて国民の理解を深めるため、五月中は、特に、裁

同和教育啓発

シリーズ②

「同和」という表現は、
「同和」あるいは「同胞諸和」から生まれたもので、その意味は門地、家柄、血筋あるいは社会的身分の別なく国民は、等しく慈しみ

「同和」の言葉について

昭和十六年六月に融和主義団体（後述）である中央融和事業協会が「同和奉公会」と名称を改めてから「同和」という表現が使われるようになった。

「同和問題の解決を」めざして「より



どしどし参加を とちぎ北のまつり'88

六月十五日の県民の日を記念して「とちぎ北のまつり'88」が、矢板市で開催されます。

皆さん、お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

◆イベントの種類と定員

- 栃響名曲への誘い 矢板市文化会館 六月十一日午後四時 定員千百人
- 雷おやしんポジウム 矢板市文化会館 六月十二日午前十時 定員四百人
- 歌と語りでつづる船村徹の

戦後「同和」にかわる適切な表現がないままに、行政上の用語として「同和地

区」「同和事業」

「同和予算」「同和

「同和問題の解決を」めざして「より

世界 矢板市文化会館 六月十二日午後零時三十分 定員千百人

● 郷土芸能の夕べ 矢板小学校 六月十二日午後四時 定員五百人

● 県民の森さわやかウォーク 県民の森 六月十二日午前十時 定員二百五十チーム千人

● 応募資格 県内に居住または通勤・通学している方（ただし、五歳以下の幼児は保安の都合上、

入場は御遠慮ください）

県民の森さわやかウォークは健康な方で、小学生以下は父兄同伴です。

入場料は無料ですが、すべてのイベントとも申し込みが必要。申し込みなど詳しいことは、県企画部広報課内栃木県民の日実行委員会事務局（☎〇二八六一二二二二一五七）へお問い合わせください。

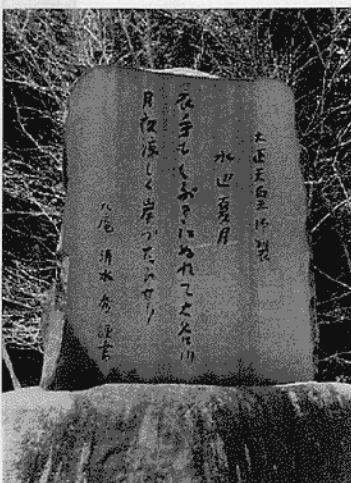
文学碑めぐり13

大正天皇御製歌碑

『水辺夏月』

衣手も しぶきにぬれて 大谷川 月夜涼しく 岸づたいせり

大正天皇は、明治天皇の皇



碑は、清水比庵の書。ただし、揮毫依頼中になくなったため、選歌についての手紙の文字を拡大したものです。

昭和五十一年三月、市制二十周年記念事業として、日光市が含満ストーンパーク園地内に建立。